

問責決議の無効について、

R4(2022)・1・18

I. 手続上の【無効】

法律に基づく【問責決議案】は存在していない。

1. 議案にする正当な手続きを踏んでいない。

議案にするためには、議会運営委員会において【議案としての審議】が必要。

(1) 「議案」(決議案)になるための条件

- ① 議会運営委員会において【議案としての審査】が必要です。しかし、問責決議案は、一度も、審査され、議案として認められていない。
(議運の「協議決定事項」に、問責決議が議決された記載がない。)

※議会運営委員会において【議案としての審査】が必要。(第109条)

議案として審査、承認がされていない。

個人から提案された議案であっても、議運での審査が必要。

議題にもなっていない。

令和元年12月18日(議運の議事録)

この日に、工藤(隆)議員から問責決議が出る。

米川委員長「本日これで閉じたいと思います。」

鳥越議員「大変なことになりますよ。」

牧田議長「もう10時になってしまうから」

鳥越議員「まずは議運の委員長の問題から始まるかもしれない。」

米川委員長「良いですね、それじゃ」

牧田議長「吉岡議員に問責決議をやるってことで」

工藤議員「はい」

牧田議員「いいですか。」

米川委員長「いや私は、」

牧田議長「個人で出すものだから」

米川委員長「私は承知していませんけど」

田村副議長「議運でやるわけではないんです。」

牧田議長「よし、今回はまとまらなかった。」

この議論で大事な事実は、

(1) 議運としての【問責決議案】は決められていない。

(2) 結局、【個人で出す】とした【問責決議案】も、「議運の審査」が

必要だった。しかし、個人が出す【問責決議案】も、議運では、議題にもなっていない。従って、本会議には出せないものだった。

- ② 議長は、議会運営委員会で、議案として【認められていない案】を、【議案】として議会で取り扱った。

牧田発言。「只今、工藤議員から吉岡議員に対する問責決議案が提出されました。これを日程に追加し、発議第1号として直ちに議題としたい」

としましたが、本会議で「議題として」は扱えなかったものなのです。それを議題として扱い、議決にまで持って行ったのです。

「議題として」は扱えなかったものであった理由は、
工藤隆男氏の議員提案は、議会運営委員会において【議案としての審議と議決】がなされていない、からです。

II、私のホームページ攻撃の2つの間違い。

(1つ目の間違い)

法律は、調査事項の【範囲】を【議会内】と限定しているのに、無理矢理【議会外】のHPを取り上げて【違反者扱い】をしている。

第109条の3には、「議会運営委員会の権限」として3つ述べられていますが、その1番目に、【議会の運営に関する事項】というのがあります。そこに、議会運営委員会が扱うべき事項が26項目あげられていますが、その中の17番目に「議会内の秩序扱い」というのがあります。ここで大事なことは、【秩序】に関する調査事項の【範囲】です。その範囲を、【議会内】と限定しています。

- (1) ホームページは、言論の自由、表現の自由に基づく、議会外の議員の個人活動です。

一般的に言って、公開された(傍聴を許された)経済委員会の会議の内容に対する批判論評は、言論表現の自由の範囲です。

仮に、HPの内容を批判的に受け止めたとしても、議会が介入する問題ではない。個人として、言論をもって批判意見を言えばいい話です。

(2つ目の間違い)

議会事務局長が、議会運営委員会において、私のHPをことさら「問題視」し、めちゃくちゃ、悪口を言って「懲罰または問責を」と煽(あお)るなどの越権行為の中で、その結果として問責決議の提出となった。

木林事務局長の発言 (個人インタビューと議会運営委員会で)

吉岡からの個人インタビュー (R2/4/15)	議会運営委員会での発言 (議事録)
<p>「一番最初の話は、あとで議事録を見たらわかると思いますけど、12月議会の議会運営委員会があって、その最後の議題の中で吉岡さんのHPにこう言うのが出てますよって、報告を私の方からしました。」 (木林)</p> <p>私の質問に対して、上記のように答えていましたが、実際は、右のように会議で説明をしています。とても、「吉岡さんのホームページにこう言うのが出てますよって、報告を私の方からしました。」などというレベルの話ではありません。</p> <p>明らかに、悪意を持って私のホームページを攻撃していますね。「手続きの軽視及び侮辱、危険性を煽る内容、根拠なき企業名の公表」が、その例です。</p> <p>私がさっき言ったように、その資料を持って、問責だとか懲罰だとかっていうことを議員にやってくれだとか、説明するっていうこと自体がおかしいじゃないですか？ (木林)</p>	<p>(R1・12・13の午前) 吉岡議員のホームページについて (事務局より報告) 吉岡議員のホームページに、経済常任委員会及び議会における手続きの軽視及び侮辱、危険性を煽る内容、根拠なき企業名の公表がなされている趣旨を報告した。協議の結果、議長から吉岡議員に対し関係する該当箇所削除の命令と謝罪を要求。受け入れない場合は、改めて議運で審議することに決定した。</p> <p>(R1. 12・18) 吉岡さんのHPは個人のもので、表現の自由、言論の自由、議員活動の自由、そこは良いんです。だからといって、何でも自由ではなくて名誉毀損だとか、風評被害だとか、信用低下、そういったものまでも認めているわけではないのですよ。ですので、自由自由といってもルールがありますので、そのルールを冒しているかどうかは、議会の皆さんの中で判断して頂いて、これはいかんぞということになれば、懲</p>
<p>上の木林発言を右の「議運」での本人の発言と比べて読んでください。</p>	

木林事務局長が、私に直接言ったこととは、ずいぶん違いますね。

木林議会事務局長、完全に議員を煽(あお)ってますよね。あとで、自分で【おかしい】と言ったことをやってますね。

「議会の皆さんの中で判断して頂いて、これはいかにぞということになれば、懲罰や問責だったり」と、述べていますね。

後ろでは「関係ないぞと言うことになれば、不問に」とつけたしていますが、聞き取る人は、木林事務局長が、本当はどうして欲しいのは、明らかです。

行司役の議会事務局長が、行事をしないで、勝手に、すもうを取りに、割り込んできました。なぜ、議会事務局長が率先して議論をリードしようとするのか。越権行為ではないか。

罰や問責だったり、いや、関係ないぞということであれば、不問になりますし、その判断は議会の皆さんでやるべきではないかと事務局は思っています。

(これに対する米川議員の発言)

私は名前を挙げられて名誉毀損だとかつていうのであれば、個人が対処していけば良いのではないか。

(引く続き事務局長発言)

あの単発ではなくて、議会の侮辱軽視、それから、ウソの表現、数字もウソを書いていますし、それから企業名を挙げていたりしますのでこれは議員個人の問題ではなくて議会全体に、安平町議会としてみられますので。

③ 地方自治法第117条の適用を

第117条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

吉岡からの個人インタビュー（R2/4/15）	吉岡の個人インタビュー（R2/4/15）
<p>（問責決議）を 3人が作るということはとても出来ませんので、私の方で作りました。</p>	
<p>関与ってちょっと意味がわからないんですけど、議員必携のどこに書いてあるかっていう話は、私はした記憶がない。</p>	
<p>聞かれれば、提供します。</p> <p>うしたかは記憶にないですけど、一応提供したのはの方からです。</p>	<p>それともう一つ聞きますね、あの一問責決議を取る時に、鳥越議員が読み上げましたよね、行政機関の保有する情報の公開に関する・・・</p> <p>どういう風に聞かれたんです</p>
	<p>・あれは木林さんが提供したんでしょ</p>
<p><u>議会の中の秩序の関係は、議会運営委員会、総務常任委員会</u>でやるものではありませんので、<u>議会運営委員会</u>でやるものですので、それが議題にふさわしくなければ、議会運営委</p>	

員会の方で、なんだこんなもん出して・・	

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項

町村議会の運営に関する事項 (議員必携 p 164。165)

(18) 議案の取り扱い

(20) 議員及び委員会の提出議案 (条例、意見書。決議)

をにおいて、として【基礎の基礎の知識】を欠いた議員への【指導】